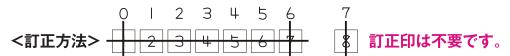
# 平成27年度 労働保険 年度更新 中告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局へ

## 申告・納付は6月1日(月)から7月10日(金)までに

## ◎申告書記入にあたっての注意事項◎

(1) □枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からのはみだしがないように注意してください。



なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。

(最寄りの監督署、労働局等に用意してあります。)

(2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。

なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。

- (3) 領収済通知書の□枠には金額の頭に「Y」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。
- ・特別加入者が給付基礎日額を変更する場合は、年度更新期間中に給付基礎日額の変更申請 の手続が必要になります。

#### 《労働保険お知らせページ》

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/hoken/980916\_1.html

~電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です~ 是非ご利用ください。(詳しくはP.34を参照)

## 登録頭の目次

1	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法 ······P. 3
2	労働保険対象者の範囲······P. 4
3	一般拠出金の申告·納付についてP. 6
4	事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について P. 7
《継	続事業》
<b>(5)</b>	労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例 ······P. 8
6	保険料·拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例P.10
7	申告書の記入要領及び記入例 ······P.14
8	還付請求する場合についてP.21
«—	括有期事業》
9	一括有期事業の申告書の書き方 ······P.22
10	一括有期事業報告書(様式第7号)の記入 ······P.26
11	一括有期事業総括表の書き方・記入例P.28
12	建設の事業の申告書の書き方・記入例P.30
《共	通事項》
13	労災保険率適用事業細目表 ······P.32
14)	電子申請による年度更新手続についてP.34
15)	年度更新手続はパソコンから行うことができます!! P.35
16)	報奨金(電子化分)のお知らせ(平成27年度)P.38

### 労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条)と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条)の手続が必要です。これが「年度更新」の手続です。

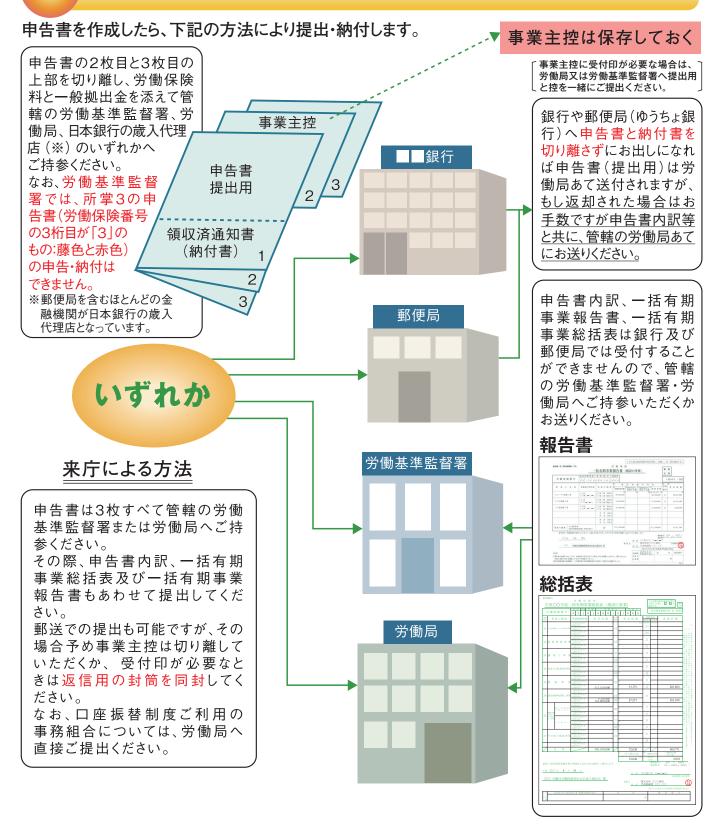
この年度更新の手続は、本年度は<mark>6月1日</mark>から<mark>7月10日</mark>までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「<mark>保険年度</mark>」といいます。)を単位とし、その間ですべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

1

## 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法



#### ●労働保険料の納期(平成27年度)

			- •
納期	全期·第1期	第2期	第3期
口座振替を利用し ない場合の納期限	7月10日	11月16日	2月15日
口座振替納付日	9月7日	11月16日	2月15日

- ★申告・納付期日最終日である7月10日(金)は、労働局・監督署 銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は各納付期限の概ね10日前に 送付いたします。
- ★納付を怠った場合、延滞金が徴収されます(年率 9.1 %。 ただし、 初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。)。

## 2 労働保険対象者の範囲

区分	<b>労災保険</b>	雇用保険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や 雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を 受けるすべての者が対象となります。 また、海外派遣者により特別加入の承認を得 ている労働者は別個に申告することとなるので、そ の期間は対象となりません。	雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ②31日以上の雇用見込みがある場合 には原則として被保険者となります。 ただし、次に掲げる労働者は除かれます。  季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの ・4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者 〇昼間学生 〇65歳以上で新たに雇用される者
個々の労働者の届出	労働者ごとの届出は必要ありません。	新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。 また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。 労働者から役員へ変わった場合は、公共職業安定所へ別途ご確認ください。
法人の役員(取締役)の取扱い	代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労 災保険の対象となりません。 ①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて当者は、原則として「労働者」として取り扱います。 ②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。 ③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。	株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。 ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。 ○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱います。 ○青限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。 ○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでないかぎり被保険者とはなりません。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。

区分	<b>労災保険</b>	雇用保険
事業主と同居している親族	事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立していると見て、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているかとなります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。	原則として被保険者となりません。 ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること ③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと
出向労働者	出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、 出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事 する場合は、出向元で支払われている賃金も出向 先で支払われている賃金に含めて計算し出向先 で対象労働者として適用してください。	出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。
派遣労働者	・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません。	・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること ②31日以上の雇用見込みがあること ・派遣先…原則として手続の必要はありません。
日雇労働者	すべて対象者となります。	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります(臨時・内職的な場合は該当せず)。65歳以上の者も含む。

- (注1)株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)
- (注2)業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

## 3

## 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(アスベストの製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、石綿(アスベスト)健康被害者(労災補償の対象にならない方)の救済費用に充てられます。

#### (1)対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、<u>すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております</u>。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している 事業の事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該 元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

#### (2)納付方法(納付時期)

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の 仕組みはなく、確定のみの手続となります。

延納(分割納付)はできません。

平成26年度から一般拠出金率が 引き下げられました。

#### (3)料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1000分の0.02です。労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

#### (4) 算定方法

[継続事業の場合]

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て)×一般拠出金率(1000分の0.02)

(例)賃金総額1千万円の場合

1千万円×0.02 / 1000 = 200 円未満切り捨て)

#### 「有期事業の場合」

平成19年4月1日以降に開始した事業(工事等)の分を申告・納付します。

- ①支払賃金による賃金総額
  - 事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.02)
- ②特例による賃金総額(工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合) 請負金額×労務費率 = 特例による賃金総額

特例による賃金総額(千円未満切捨て)×一般拠出金率(1000分の0.02)

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病 により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る)に対して、同基金から医 療費等の支給を行います。

- 救済に関するお問い合わせ先(ホームページ)は以下のとおりです。
- ・独立行政法人 環境再生保全機構

・環境省 地方環境事務所

http://www.erca.go.jp/

http://www.env.go.jp/region/

## 4 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を所掌1の事業所轄の労働基準監督署に、所掌3の事業は所轄のハローワークに提出してください。

◎「名称、所在地等変更届」はダウンロード様式はありません。最寄りの労働局等で入手してください。

## 5

## 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例

- ①…平成26年4月1日から平成27年3月31日までに使用した労災保険対象者の数(各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の数)と雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により(「(8)うち高年齢労働者分」欄には、任意加入による高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は除く。)記入し、その合計(⑩欄、⑪欄及び①欄には@欄、ⓒ欄及び⑱欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑩+⑪欄には、⑩欄の額に⑫の⑪欄の額を加えた額を記入し、⑧欄には、⑪欄から①欄の額を差し引いた額を記入してください。)をそれぞれの欄に記入してください。なお、合計欄の平均労働者数等については、次により記入してください。
- (1)「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、平成26年度中の1ヵ月平均使用労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)

平成26年度の各月末(賃金締切日がある場合には 月末直前の賃金締切日)の使用労働者数の合計 12 (ただし、平成26年度中途に保険関係が成立し た事業にあっては、保険関係成立以後の月数) ださい。

- (2)「1ヶ月平均被保険者数」欄には、前年度における1ヵ月平均被保険者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。
- (3) 「1ヵ月平均高年齢労働者数」欄には、前年度における1ヵ月平均高年齢労働者数 (小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。
- ※ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。 また平均人数に「賞与人数」は含めません。

②…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の承認されている給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、 ®欄には、その合計額 (1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入してください。

③…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の希望する給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、①欄には、保険料算定基礎額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入し、①+①欄には、①欄の額に⑭の①欄の額を加えた額を記入してください。

#### 組様式第4号

-	② 雇用保険 事業所番号	×01	-064115	- 3	⑤ 事業主		
5	区分		労 災 保	The second	び一般		
	_ "	(1) 常	用 労 働 者	(2) 役員で労働者扱い			
	月別内訳			を受け	れ行権を有する。 対労働に従事し、 いる者等(裏面な		
İ	平成26年4月	114	2,768,898	1人	363		
ı	E H	11	2 759 8/15	1	366		

府県 夢 管轄 基幹番号 枝番号

\*\*\*××301930010001

③ 事業の

平成26年4月	11/	2,768,898	1	363,
5月	11	2,759,845	1	366,
6月	11	2,738,461	1	368,
7月	11	2,749,515	1	354,
8月	11	2,821,268	1	362,
9月	11	2,722,413	1	363,
10月	11	2,899,716	1	363,
11月	11	2,896,855	1	365,
12月	11	2,873,226	1	360,
平成27年1月	11	2,875,869	1	362,
2月	11	2,783,193	1	361,
3月	11	2,767,933	1	372,
賞与等26年7月		5,591,225		752,
年12月		6,670,719		897,
年 月				
	/		/	

45,919,136

6.015.5

#### ④…各欄は次により記入してください。

- (1) 平成27年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の50/100以上、200/100以下の場合(高年齢労働者を使用している場合は、賃金総額の見込額及び高年齢労働者の賃金総額の見込額が50/100以上、200/100以下の場合)には、「命合計」欄に「前年度と同額」と記入し、①欄から⇔欄までは記入しないでください。
- (2) (1)以外の場合には次により記入します。
  - (イ) 賃金総額の見込額及び高年齢労働者の賃金総額の見込額がともに50/100未満、200/100超になる場合
    ① 欄は、平成27年度における1日平均使用労働者の見込数(延使用労働者数を所定労働日数で除したもの)を、 ②欄は、平成27

① 欄は、平成27年度における1日平均使用労働者の見込数(延使用労働者数を所定労働日数で除じたもの)を、①欄は、平成27年度における1ヵ月平均被保険者の見込数(使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前記①の1日平均使用労働者の見込数)を、②欄は、平成27年度の支払賃金総額の見込額を、○欄は、平成27年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、③欄に、②欄の額と○の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。

なお、各欄の())内には、高年齢労働者に係る平成27年度の賃金総額の見込額又は高年齢労働者数等を記入します。

- (ロ) 高年齢労働者の賃金総額の見込額のみ50/100未満、200/100超になる場合 「労災保険」欄については、③欄のみに「前年度と同額」と記入します。「雇用保険」欄については、賃金総額の見込額は「⑤合計」欄のみに①欄の④の額を転記し、高年齢労働者の賃金総額の見込額については、上記(イ)に準じて記入します。
- (ハ)賃金総額の見込額のみ50/100未満、200/100超になる場合 「労災保険」欄及び「雇用保険」欄の賃金総額の見込額については、上記(イ)に準じて作成します。高年齢労働者の賃金総額 の見込額については、③欄の()のみに①欄の①の額を転記してください。

⑦…事業の概要(製品名、製造行程等)を具体的に記入してください。 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控) ⑦事業の概要 (具体的に記入してください。) 9 特掲事業 4称 ○○工業 (株) TEL XX (XXXX)XXXX  $\times \times \times$  $\times \times \times \times$ スプーン、ナイフ、フォーク等 該当する 回 該当しな retu 〇〇市〇〇 〇一〇一〇 食卓用刃物の製造業 ①. する ロ. しない (教徒) 氏名 〇〇  $\bigcirc\bigcirc$ (都) ⑥ 作成者氏名 ○○  $\bigcirc\bigcirc$ ※ 8 業種 6 3 0 1 成 26 (11) **旭出金対象** 労働者数及び賃 被保険者 役員で被保険者扱いの者 の者 うち高年齢労働者分 ((1)+(2)+(3))平成26年4月1日現在において満64歳以上の者(昭和 25年4月1日以前に生まれ 01 0円 12人 1 人 2 ^ 510H 3,132,408 111 2,768,898 363,510 <sup>□</sup> 12<sup>△</sup> 3.132.408 484,550 309 1 154.554 13 3.281.208 11 2,759,845 1 366,809 12 3,126,654 2 497.384 77 142,100 13 3,248,738 2,738,461 368,177 12 3,106,638 516,290 1 11 23 1 158,350 13 3,262,788 11 2.749.515 1 354,923 12 3,104,438 2 488.765 1 166,611 13 3,349,997 11 2,821,268 362,118 12 3,183,386 2 499,736 18 949 1 157,300 13 3,243,662 11 2,722,413 1 363,949 12 3.086.362 2 514.008 183.659 2,899,716 1 13 3.447.043 11 1 363.668 12 3,263,384 2 483.606 68 0 12 3,262,774 2,896,855 1 365,919 12 3,262,774 2 499,160 719 0 11 0 0 12 3,233,789 11 2,873,226 1 360,563 12 3,233,789 2 489,808 663 2 15 0 0 12 3,237,984 11 2,875,869 1 362,115 12 3,237,984 499,160 2 992 0 0 12 3,145,185 11 2,783,193 1 361,992 12 3,145,185 498,865 1 13 2,767,933 2 334 176,401 3,316,668 11 1 372,334 12 3,140,267 475,688 15 0 6.343.340 5.591.225 752.115 6.343.340 952.736 0 6,670,719 897,325 7,568,044 1,142,651 325 7,568,044 51,934,653 8.042,407 53.073.628 2 1 1 1.138.975 6.015.517 517 45,919,136 12 53,073<sup>+1</sup> 8,042 51,934 12 61,103 43,892 - 🗕 🗓 平成 27年 (15) 雇用保険料免除高年齡労働者氏名(生年月日) 雇用保険 保険料算定基礎額 14,000 5,110,000 00 00 (明·大·個15·12·22) (明·大·昭 10,000 3,650,000

⑩…労働保険料の延納(分納納付)の申請を希望する場合には イを○で、希望しない場合には口を○で囲んでください。

雇用保険料免除高

平成26年4月1日

以前に生まれた

現在において満64

年齢労働者

歳以上の者 →<u>昭和25年4月1日</u>

⑨…雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事 業(以下「特掲事業」という。)に該当する場合にはイを○で、 特掲事業に該当しない場合には口を○で囲んでください。

- (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若 しくは伐採の事業その他農林の事業 (園芸サービスの事 業は除く。)。
- (2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業 その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、酪農、 養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。)。
- 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、 破壊若しくは解体又はその準備の事業。
- (4) 清酒の製造の事業。

⑤…①の(8)欄に該当する雇用保険料免除高年齢労働者の 氏名と生年月日(明治生まれの場合は「明」を○で、大正生ま れの場合は「大」を○で、昭和生まれの場合は「昭」を○で囲 んでください。)を記入してください。

円 ② 支払賃金総額 の 見 込 額

8,760<sup>+</sup>

<sup>①+①</sup>61,833<sup>千円</sup>

込 額

なお、7名以上になる場合には、別紙に記入のうえ添付し、 提出してください。

....9....

00 00

明·大·個15· 1 · 17) (明·大·昭

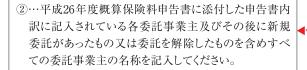
円

円

円

## 6

### 保険料・拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例



③…「労災保険率適用事業細目表」による事業の種類の 細目を記入してください(賃金等の報告の⑧欄及びP12、 13参照)。

⑧…③欄に対応する労災保険率を労災保険率表により 記入してください。

なお労災保険率メリット制適用事業については、メリット労災保険率を記入してください。

⑩…「賃金等の報告」の①の① 欄を上段の(イ)に、① の額を中段の(ロ)に、⑧の額を下段の(ハ)にそれぞれ 転記してください。

③…⑨欄の額と⑫欄の額を加えた額を規模区分別(④欄の人数から、15人以下と16人以上)の該当欄に記入してください。

なお、小計欄には、規模区分別の件数、金額の合計 を記入し、計欄には、規模区分別の金額の合計額を記 入してください。

この申告書内訳は、労災保険率メリット制適用事業と、それ以外の事業とを別葉とし、それぞれ委託事業場に振り出された 枝番号順に記入してください。

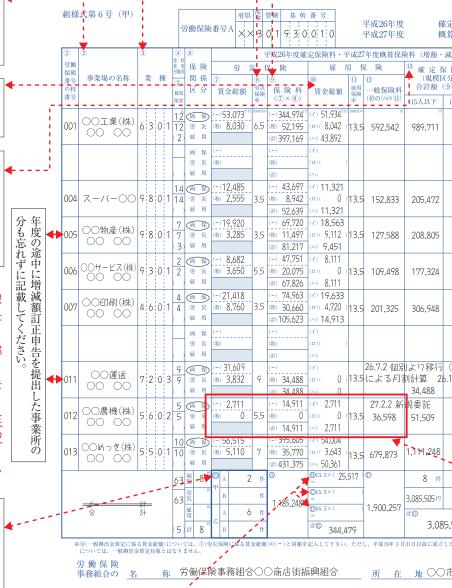
なお、労災保険率メリット制適用事業分については、上部 余白に「メリット適用分」と表示してください。

申告書内訳が2枚以上になる場合には、各葉に必ず小計を記入し、別葉の総合計分を設け、小計欄を合計欄と訂正し、総合計を記入してください。その際、事務組合の名称、所在地、代表者の氏名及び事務担当者氏名は別葉の総合計分のみに記入し、記名押印又は署名をしてください。

この申告書内訳は、申告書の記載事項のチェック等に使用しますので、必ず提出してください。

- ② …次の区分により事業場数を記入してください。
  - 甲…常時使用労働者数 1人~4人
  - 乙…常時使用労働者数 5人~15人
- A…労災・雇用両保険が成立している事業
- B…労災・雇用どちらか一方のみが成立している事業 なお、雇用保険に係る保険関係のみが成立している 事業にあっては、「被保険者数」に基づいて記入してく ださい。

⑨…⑦の(-)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)と⑦の(特)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を合算した額を(計)欄に記入してください。また労災保険率メリット制適用事業についても、同様の記入要領で記入してください。



B…雇用保険率1,000分の13.5に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を()に記入し、 別葉の総合計分にのみその額に13.5を乗じて得た額を記入してください。

- ②…雇用保険率1,000分の15.5に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を( )に記入し、 別葉の総合計分にのみその額に15.5を乗じて得た額を記入してください。
- ①…雇用保険率1,000分の16.5に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を()に記入し、 別葉の総合計分にのみその額に16.5を乗じて得た額を記入してください。

⑭…⑦の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した 一括有期事業については、一般拠出金 算定対象とはなりません。 00

代表者の氏名

①…段(点線の上の部分)には適用される労災保険率を記入してください。ただし、労災保険率メリット制適用事業については、新たに通知されたメリット労災保険率を記入してください。

下段(点線の下の部分)には「賃金等の報告」の「①+①」欄の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。

4 枚のうち

適用

月粉

基礎日額

12,000 | 12

10.000 12

7.000 12

18,000

12.000 10

14.000

10.000 12

14 000

12.000 12

管 轄

X X 3 0 1 9 3 0 0 1 0

労働局用

府県

6

3. Z. X 4. 以进

**不**提供

種特別加入者

第

氏

00 00

00 00

00 00

00 00

00 00

00 00

00 00

00 00

00 00

労働保険番号B

/労働保険番号A\

00 00

00 00

ただし、労災保険率メリット制適用事業については、「賃金等の報告」の⑭の① 欄の額に上段の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)と⑬の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を合算した額を記入してください。

1 枚目

平成26年 度からの 適用 給付基礎 月数

日額

14,000 12

10.000 12

7,000 12

14.000 12

10.000 12

14 000 12

12.000 12

12.000

12

般拠出金申告書内訳回

平成27年度概算保険料

-般保険料

13.5

592,542

13.5

152 833

13.5

201.325

13.5

426721

13.5

36 598

13.5

679.873

1,036,205 2,089,892

26.9.28 委託解除移行による(2

200,124 27.1.9 委託解除事業廃止

3.5

105.623

9

34.488

5.5

14,911

7

431,375

月割計算 26,10.10 減額訂正報告済

(17 + 18)

989,711

205,472

306.948

461.209

51.509

1,111,248

3.126.097

-労災保険

保険料

(第一種特別 加入を含む

6.5

397,169

3.5

52,639

第1種特別 加入保険料

1,152,760

168,875

208.805

501.776

49 816

150.164

2,432,320

記名押又組名

印

般拠出金額

1,061

249

173

428

54

1.130

(郵便番号××× -××× ) 電話番号(××)-(×××)××× 番

保険料

53,073

12,485

8,682

21.418

2.711

56.515

154.884

0-0-0

505

20.1.01.212511)

0.10 増額訂正済

一般拠出金

+ (12) 賃金総額

口座振替納付を認められた事務組合は1枚目に朱書で表示してください。

(18…上段(点線の上の部分)には適用される雇用保険率を記入してください。

下段(点線の下の部分)には「賃金等の報告」の⑭の⑤欄に「前年度と同額」と記入されている事業については、この申告書内訳の⑩欄の(ハ)の額に上段の利率を乗じて得た額を記入してください。それ以外の事業については、「賃金等の報告」の⑭の⑥欄の額(または高年齢労働者の賃金総額が記入されている場合は、その額を控除した後の額)に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。

②…平成27年度から新規に特別加入する者があるときは、特別加入の申請により承認された給付基礎日額を記入し、「1.新規」に〇印を付してください。特別加入を継続し、給付基礎日額に変更のないものは、平成26年度の給付基礎日額を記入し、「2.継続」に〇印を付してください。給付基礎日額の変更を希望するもの(「賃金等の報告」で承認された給付基礎日額と異なる給付基礎日額を希望している場合)は、その給付基礎日額を希望している場合)は、その給付基礎日額を記入し、「3.変更」に〇印を付してください。特別加入を脱退する者については、「4.脱退等」に〇印を付してください。

特別加入者の多い事業場は別紙に記入してください。

●新規、変更及び脱退の記入例

氏 名	平成26年度 の給付基礎 日額	適用月数	区分	平成27年度 からの給付 基礎日額	適用月数
00 00	円	月	(1. 新規) 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	円 10,000	12
00 00	12,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更) 4. 脱退等	14,000	12
00 00	18,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		

特別加入者にかかる加入申請、脱退、変更が生じた場合には、その都度管轄の監督署への各種届けが必要です。

⑤…④の額に1,000分の0.02を乗じて得た額を記入して下さい。1円未満の端数がある場合には、切り捨ててください。

(事務担当者)氏 名

労災保険分と雇用保険分の賃金総額が同額で、かつ保険率が「0.5厘」単位の場合、別々で計算した結果「1円」の差額が生じる場合があります。 この場合には、「労災保険料」に「1円」加算してください。

例) 賃金総額が2,711千円で同額であり、労災保険率5.5

雇用保険率13.5の場合

 $2,711 \times (5.5+13.5) = 51,509$   $\square$ 

 $(2,711 \times 5.5) + (2,711 \times 13.5) = 51,508$   $\square$ 

この場合、労災保険料は(2,711×5.5)+1=14,911円となります。

#### (制度改正に伴う業種の変更について)

制度改正により、次に掲げる業種については、「保険料・一般拠出金申告書内訳」の「③業種」欄に記入する業種(4桁の数字)が従来と異なりますので、下記を参考にして、改正後の業種を記入してください。

### 1 「その他の各種業種」の業種変更

その他の各種事業のうち、「医療保健業」、「教育業」及び「前各号に該当しない事業」については、下の表のとおり事業の種類の細目が細分化されました。

したがいまして、従来「9424」(医療保健業)

「9425」(教育業)

「9416」(前各号に該当しない事業)

のいずれかに該当していた事業場については、委託事業場に業種を確認したうえで、改正後の業種を記入してください。

			改正前	改 正 後
94	その他の各種事業	9424	医療保健業 教育業	9431 医療業 9432 社会福祉·介護事業 9434 保育所 9435 認定こども園 9425 教育業 9433 幼稚園 9435 認定こども園
		9416	前各号に該当しない事業	9436 情報サービス業 9416 前各号に該当しない事業

### 2 「たばこ等製造業」の業種変更

従来「6501」(たばこ等製造業)に該当していた事業場については、「4112」と記入してください。(業種番号のみが変更となります。)

改正前	改 正 後
6501 たばこ等製造業	4112 たばこ等製造業

### 3 「製造業」(「たばこ等製造業」・「その他の製造業」以外)の業種変更

「たばこ等製造業」及び「その他の製造業」以外の製造業については、業種の下2桁の数字が「01」に 統合されました。

したがいまして、従来業種の上2桁が $\lceil 41 \rfloor$ から $\lceil 64 \rfloor$ まで( $\lceil 61 \rfloor$ を除く)のいずれかに該当する事業場については、上2桁の数字を変えることなく、下2桁を $\lceil 01 \rfloor$ と変更して記入してください。

	事業の種類	改正前	改正後
41	食料品製造業	4102~4111	4101
42	繊維工業又は繊維製品製造業	4202~4209	4201
44	木材又は木製品製造業	4402~4410	4401
45	パルプ又は紙製造業	4502 · 4503	4501
46	印刷又は製本業	4602 · 4603	4601
47	化学工業	4702~4724	4701
48	ガラス又はセメント製造業	4802~4807	4801
49	その他の窯業又は土石製品製造業	4903~4907	4901
50	金属精錬業((51)非鉄金属精錬業を除く。)	5002 · 5003	5001
51	非鉄金属精錬業	5102	5101
52	金属材料品製造業((53)鋳物業を除く。)	5202~5204	5201
53	鋳物業	5302 · 5303	5301
54	金属製品製造業又は金属加工業((63)洋食器、刃物、手工具又は一般	5403~5411	5401
	金物製造業及び(65)めっき業を除く。)		
55	めっき業	5502 · 5503	5501
	機械器具製造業((57)電気機械器具製造業、(58)輸送用機械器具製		
56	造業、(59)船舶製造又は修理業及び(60)計量器、光学機械、時計等製	5602~5611	5601
	造業を除く。)		
57	電気機械器具製造業	5702~5709	5701
58	輸送用機械器具製造業((59)船舶製造又は修理業を除く。)	5802~5805	5801
59	船舶製造又は修理業	5902 · 5903	5901
60	計量器、光学機械、時計等製造業((57)電気機械器具製造業を除く。)	6002~6008	6001
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業((55)めっき業を除く。)	6302~6304	6301
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	6402~6409	6401

7

## 申告書の記入要領及び記入例

#### ⑩…次により記入してください。

なお、記入にあたっては、金額の前に「Y」記号を付さないでください。

(イ) …保険料・搬出金申告書内訳の③の計⑥の額を転記してください。

ただし、第2種特別加入保険料の場合は、⑩欄の(イ)及び(ロ)に保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の⑦欄の合計額を転記してください。

- (ロ) …保険料・搬出金申告書内訳の⑨の④欄の額を転記してください。
- (二) …保険料・搬出金申告書内訳の⑩の⑤欄の額を転記してください。
- (ホ) …保険料・搬出金申告書内訳の⑫のြ 欄の額を転記してください。
- (へ) …保険料・搬出金申告書内訳の⑤の①欄の額を転記してください。
- ®…印書されている金額に疑問のある場合には、訂正しないで所轄都道 府県労働局労働保険徴収主務課(室)に照会してください。
- ②…この申告書の⑩(イ)確定保険料と⑱申告済概算保険料の額を比較します。⑩(イ)<⑱のときはその差引額を(イ)充当額または(ロ)還付額に記入します。
  - ⑩(イ)>⑱のときは、その差引額を(ハ)不足額に記入します。

#### ②…次により記入してください。

(4)、(f)及び(n) …保険料の延納の申請をする場合には、この申告書の(f)、欄の概算保険料額を3で除した額を(f)、(f)及び(n)に記入してください。ただし、除した額に1円又は2円の余りが生じた場合は、その余りを加えた額を(f)に記入してください。

延納の申請をしない場合は、⑭の(イ)の概算保険料額をそのまま(イ)に記入してください。

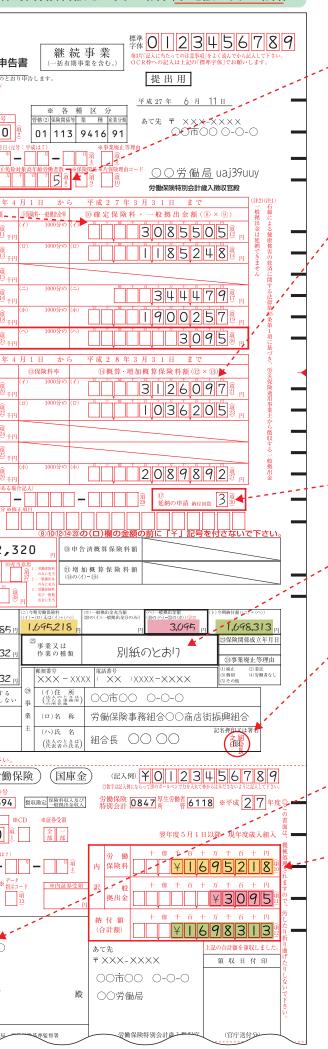
- (ロ) …この申告書の②欄の (イ) の額を転記してください。 ただし、②欄の (イ) の額が、②欄の (イ) の額より多い場合は ②欄の (イ) の額と同額を記入してください。
- (ハ) …この申告書の⑩欄の (ハ) の額を転記してください。
- (二)  $\cdots$  (ロ) 充当額がある場合は、(イ) の額から (ロ) の額を差引いた額を記入し、(ハ) 不足額がある場合は、(イ) の額に (ハ) の額を加えた額を記入してください。
- (へ) …この申告書の⑩欄の(へ)の額から⑫欄の(ホ)の額を差引いた 額を記入してください。なお、一般拠出金は延納できません。

	様式	第	6 号	と(第	24	条、组	第 2	25条	、第	3 3 ∮	た関係	系) (	甲)	(1)	(妻	(面)		
			3	175	5 9				矣 相 皮害薬				類拠			呆険	料	E
				重 別		<u>"</u>	100	THE PART	1			E項E			※入力	)微定 項	下記	
	(tr		D.	3  都道	<b>人</b>	所掌	智	<u>リ</u> [		基	幹	番	美	; ;	! [ŧ	1	番	
	るべく	失伪霍	働険号	X	×	3	0	1	9	3	0	0	1	0		<b>O</b> 業廃』	0	11
	/折り			元号	-	日(元 日労働	15°	· 平成	lt 7)	J.	_	用保	H to balt (IV)	(項 3) 除水	元号	жие II	197	ĺ
	曲げな			+	万	7	II K	6	3	項 6	7	万	Ŧ	Ĥ	6	3	項 7	
-	なな		- 確	<b>⊕</b>	-		-		⑧保	. 除:	_	定		用用有	_	成皇事		
	うにし		定	_	働保	!険料		(A)	F	1	T	1 (4	T	H 3	- 91	75	-	
	べや		保険	労	災保	<b>、</b> 険分		(11)	7	ľ	7-		Ī			n	4	İ
	むをえ		料算	雇		保険記	4	(A)	T	ľ	4-		Ť	ľ		Tj.	7	Ī
	ない		定内	用保险		年 歯 動者を	(l)	(三)	+	ři.	1		Ť	e		Ji	Ŧ	Ī
	場合に		訳	険 分		資料算2 象 者 分	ا ت	ホ) (ハ) - (ニ)	) [	Î	Ľ			n		Ti	Ī	Ī
	は折り			般	拠	出 金		(~)	Ĺ	Ľ	Ľ	ļ		Ľ	Ĺ			
	り曲げ		概算	11)		分			19)	早階		定算足				成 目		-
	ĭ		・増加		働係	!険料	-	(A)	Ĭ		Ľ			<u> </u>		7		Ī
-	クトの	)	掘算	労	災傷	<b>!</b> 険分		(11)	1	, in	1		7	- G		)j	4	Ī
	の所では		保険料	雇田		保険法    者 タ	^	(A)	1	ľ	4-	Í.		n		n	1	Ī
	で折り曲		算定	用保険		年 前 動者を	j.	(=)	Ĺ	Ľ	Ľ	Ļ	Ů		Ĺ	<i>y</i>	Ĺ	
	曲げてた		内訳	分	対:	料算の象者が	ii .	ホ) (ハ) - (二)		Ľ.	Ľ	Ĺ	Ca de	Ü	, me or	Ø. D. /	L ACCUSE	
	たさい					新便?	計り	( <u>w</u> <u>w</u>		銀区3		] 第 28 ※デ		示コ・	の電話	御写(	変更の	ĺ
	Ů				項 31			Ĺ	項 32			Ĺ	(H) 33				頭 34	
1	-	(18)	申	告	斉右	災 算	傷	- 険	料	額					2 ,	, 4	3 2	2
	20		7	イ) ご当着	Ĩ	9-100					10.0	ハ) ド足額			)-® 553		55	7
-	差 5		透	ロ) と付着	ĺ	3 – 100		)) <sup>11</sup>	+	10.	手	ni L	+	75	<u> </u>	YI .	H-	
	•	2 #	2 1	帝 - 明 (明明) 全期又は		算保険株 イ) ÷ ② 円未満3		別のつ	- 1	(ロ)劣 (⊗の)	- 働保隆 (イ) (労	料光当 衡保険	額 料分の	3 <sub>4</sub> ))	ハ)不力	en (1)		
1	1	5	IJ	第 2	チ) 概 国の(	算保険( イ) + ②	科額			(リ) 労 (図の)	物保障 (イ) = 0	料充当	M( )		ス)第: (チ) =	2期納1	才額	
		角作	-	期 第 3	ル)概 国の(	<b>,04</b> 算保険 (1)÷(2)	料額(			(ヲ)労 認の(t	物保険 7) = ②	料売当會の(リ))	((例の)	円 (1) = (	ワ)第: (ル) =		小額	
		26	加	明して	いる	,04	(1	) 労.	災保!	<b></b> <b> </b>	T	⑦特#	3 事 %	円	(	() (1)	该当	-
		2	Т			在地		) ME.	HI DK I	贝						ш/;	23	_
		书学		(口	)名	称												
		_				Λ <b>Ξ</b>					\ <del>\</del> \				さな	117	-	=
						領	_	収 <u>*</u>	定取	<b>教</b>	通	知	1 ·	書	;	( ※取打	) 及庁	-
	<b>Α</b> Γ		tar	084		205 800	L	dada (	) (	) 7		居	号		枝	00	75:	
	第3片裏	労保番号	ĸ	道府り	71	≇ # 3 C	71	相 1			β Ο	番 0	<sup>9</sup>	) -	- (	番 O	7	C
	◎第3片裏面の注意事項をよく読んで、		ji	会計年				(‡ 7 ) ; (ĝ	《数定 元号 <b>7</b>	- 1	_ 12	平成は	_	収納	年月日	(元号	: 平 <sub>度</sub>	t
	項をよく	- Sub-u	_	目的				é L		収納	区分	7 多収 ※機		 ※図		※徴	_	
	成んで、 太		平成		<b>-</b> 7 /cc	ne 🔽	_		L	6	2		項 6	L		L	#8 8	ĺ
	線の枠内を	2. 3	平成			度 1 (全期又		H D	(佳	:所)	<b>=</b> ≻	(X)	<->	<×	××			
	太線の枠内を記入して下さい。		2	2 6	<b>5</b> 雜	度定						00	市(	DC	) (	)-(	)-C	
	下さい。								(F	(名)		労働						
											(	ЭC	商/	舌往	打振	胂料	担合	ì

××301930010-000

納付の場所

#### 5概算保険料額を上回る場合(不足額が出る場合)



- ④、⑤及び⑥…保険料・拠出金申告書内訳の④欄の合計数、 ⑤欄の合計数及び⑥欄の( ) 内の粉をそれぞれ転記してくた
- ⑤欄の合計数及び⑤欄の( )内の数をそれぞれ転記してください。

ただし、第2種特別加入保険料の場合は、保険料申告書 内訳(組様式第6号(乙))の④欄の合計数を転記してくだ さい。

⑭…次により記入してください。

なお、記入にあたっては、金額の前に「Y」記号を付さないでください。

- (イ) …保険料・拠出金申告書内訳の⑲の⑩額を転記 してください。
  - ただし、第2種特別加入保険料の場合は、⑭欄の(イ)及び(ロ)に保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の⑩欄の合計額を転記してください。
- (ロ) …保険料・拠出金申告書内訳の⑰の⑥額を転記 してください。
- (ホ) …保険料・拠出金申告書内訳の®の①額を転記してください。
- ①…延納の申請をする場合は「3」、延納の申請をしない場合は「1」と記入してください。
- ∞…「別紙のとおり」と記入してください。
- ②…事務組合の所在地、名称及び代表者の氏名、郵便番号、電話番号を忘れずに記入し、代表者の記名押印 又は署名をしてください。

印書されている事務組合の所在地及び名称に誤りがないか確認してください。

万一、誤りがある場合には訂正しないで、所轄都道府県 労働局労働保険徴収主務課(室)に連絡してください。

納付書の金額は、②の(二)、(へ)、(ト)の額を転記してください。 なお、金額の前に必ず「Y」記号を付してください。

また、納付書の金額は訂正できません。記入誤りをした場合は、所轄都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)又は所轄労働基準監督署で納付書の再交付を受け、書き直して納付してください。

### 充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠 出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。 充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」「労働保険料のみ充当」
 一般拠出金のみ充当」
 一般拠出金のみ充当」
 一般拠出金に充当」
 一記入例2①へ
 記入例2②へ
 元当意思「3」「労働保険料及び一般拠出金に充当」

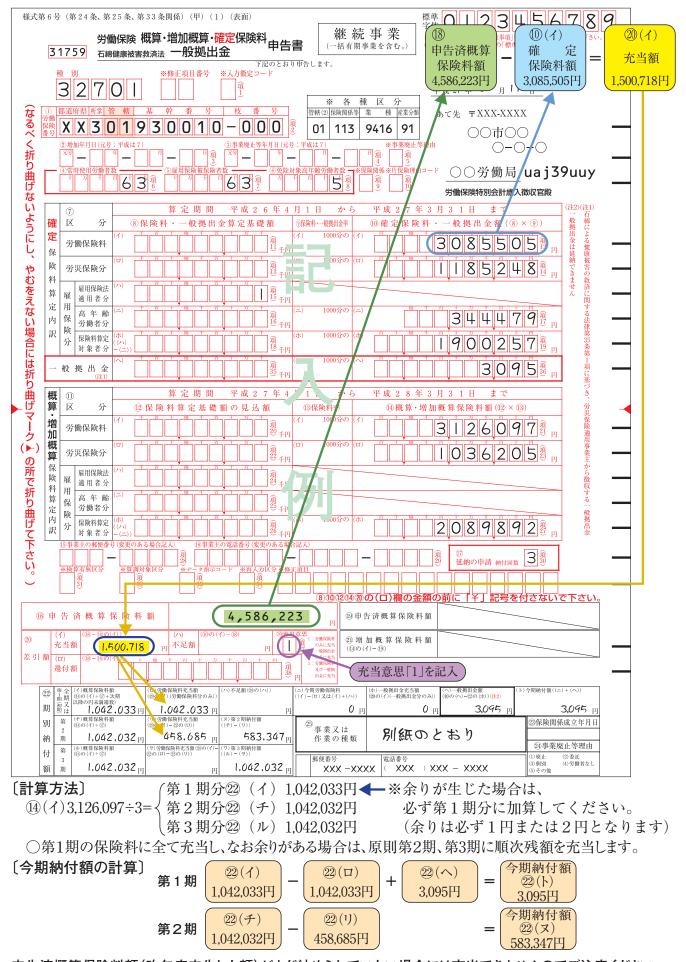
「⑩充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続が簡便になる場合があります。

### 充当額の記入方法

- (1) 充当額については、
  - ① 「<u>30充当意思</u>」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。 労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、7月10日までに一般拠出金分を納付す る必要があります。
  - ② 「<u>③充当意思</u>」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。 一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、7月10日までに労働保険料分を納付する 必要があります。
  - ③ 「⑩充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。 充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません(申告書の提出は必要です)。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「③充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「⑰延納の申請」の納付回数が「3」で、「⑳充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 1期から3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

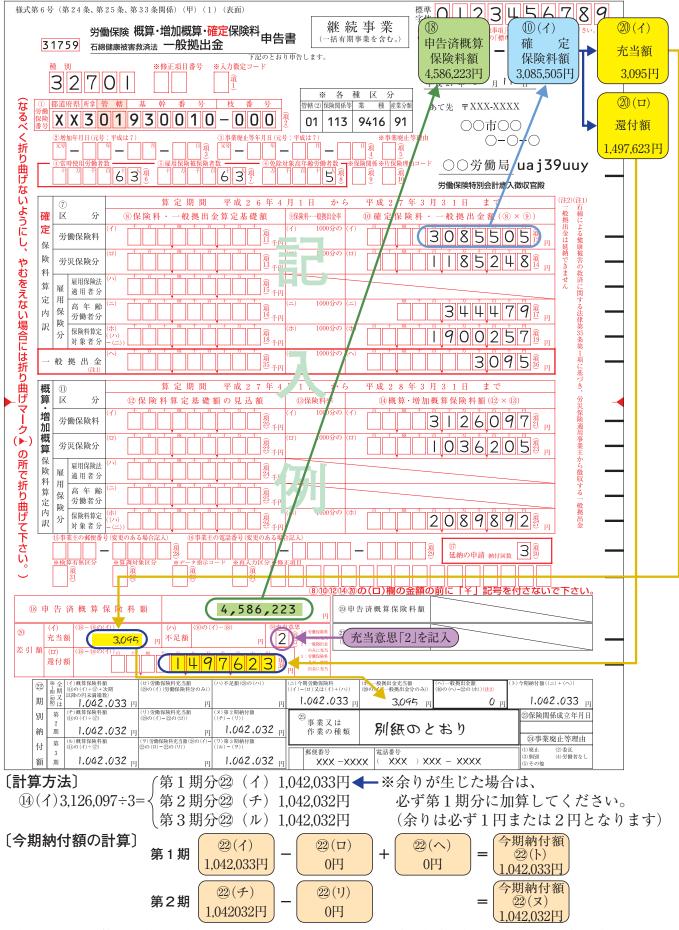
なお、還付の請求手続については、P.20の「記入例3 充当後還付額が出る場合」を参照 ください。

## 記入例2 ① 労働保険料のみ充当した場合の例



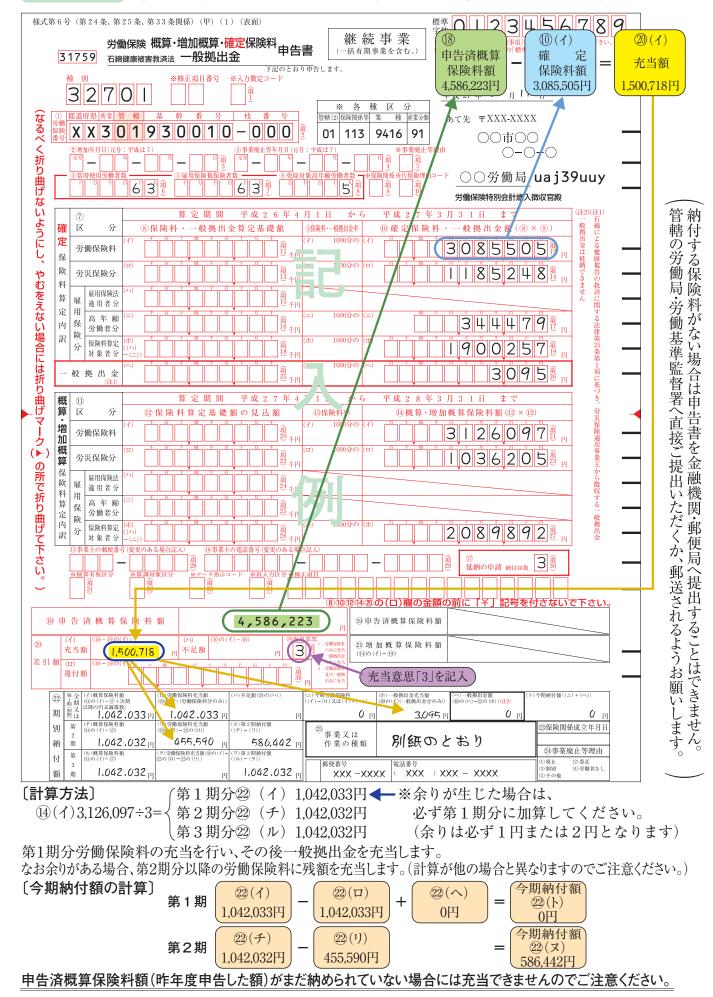
申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

## 記入例2② 一般拠出金のみ充当した場合の例

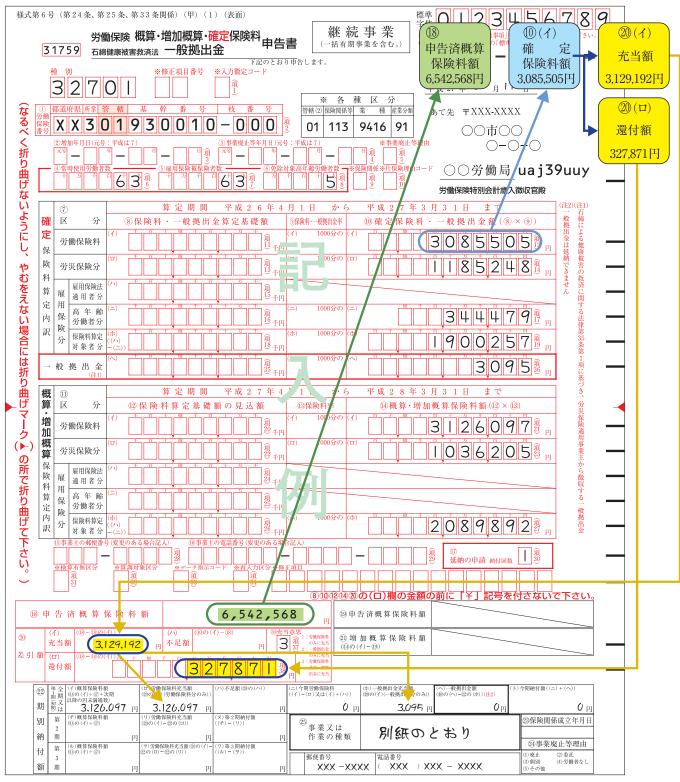


還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。 申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

## 記入例2③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例



#### 記入例3 充当後還付額が出る場合



還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、 還付の請求を行ってください。

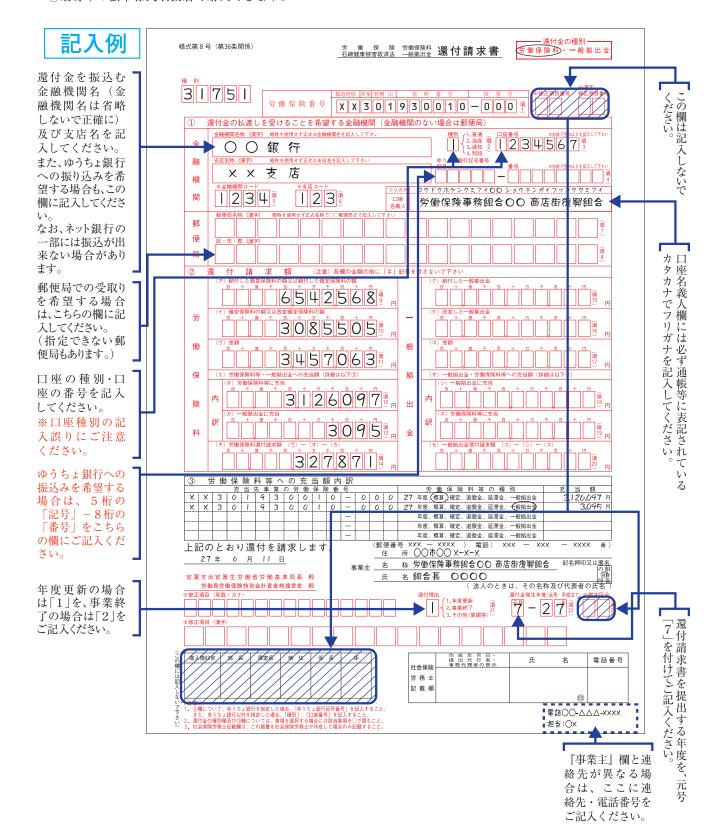
(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。) 管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いします。)

## 8 還付請求する場合について

#### ◎ 還付金の請求について

記入例2②、3のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料一般拠出金還付請求書」 を提出してください。

- ◎ 「労働保険料一般拠出金還付請求書」の取得方法について(ダウンロード様式はありません)
  - ①労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。
    - なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載 し、送付してください。
  - ②最寄りの法令様式取扱店で購入できます。



## 9 一括有期事業の申告書の書き方

#### ●年度更新手続

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、一<mark>括有期事業総括表・一括有期事業報告書</mark> (建設の事業)が必要です。立木伐採等の林業では、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」が必要です。

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局にお願いします。(金融機関では申告書・領収済通知書のみ受け取ります。)

#### ●一括有期事業の要件(建設の事業)

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億9千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっていますが、一括できる工事は事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域で管轄の区域で行う工事です。(P.25参照)

なお、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」は、全国で行う工事が一括扱いできます。 立木の伐採の事業については、素材の生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保 険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

\*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として(これを 「単独有期事業」といいます。)、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

#### ●申告する工事

1~3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。

#### 1 元請工事

元請負により、有期事業の一括扱いが出来る区域で実施した工事。

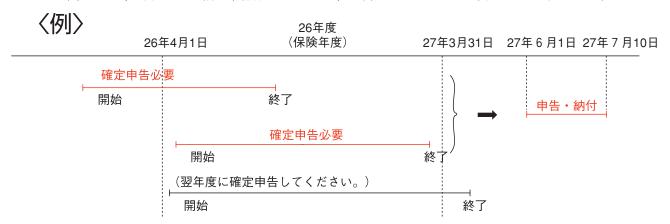
#### 2 請負金額および概算保険料

1工事の請負金額が1億9千万円未満、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

#### 3 工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) に終了した工事。

(平成26年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。)



### ●一括有期事業の要件(建設の事業)の変更

概算保険料額については、平成26年度の「工事実績」に基づく「賃金総額」の200/100を上回らず、50/100を下回らない限り平成26年度と同額で算定するので、これに該当する場合は今回の年度更新では関係ありませんが、平成27年4月1日以降に開始する事業については、有期事業の一括ができる要件について、請負金額については消費税を除く額となり、金額についても1億9千万円未満から、1億8千万円未満に変更となりました。

#### ●保険料の算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「<mark>賃金</mark>」による場合と、「<mark>請負金額</mark>」による場合があります。

#### 1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を 正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支 払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も 算入されますからご注意ください。なお、同日に2以上の現場に従事する場合、各工事等への按分 計算は認められていません。

#### 2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金(消費税額を含む。)、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。

#### 請負代金

(契約金額・施主) (からの金銭給与)

### 請負代金に加算する額

支給材の価額相当額+貸与物の 賃貸料や損料相当額 **請負代金から控除する額** 

下記(注)参照

請負金額

=

(注)請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。P.24を参照してください。

#### ●一括有期事業の要件(立木の伐採の事業)

立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっていますが、一括扱いできる事業は、隣接県及び厚生労働大臣が指定した都道府県の区域で行う事業に限られます。

申告する事業の算定期間については、P.22の工事期間(例)をご参照ください。

#### ●その他

#### ①林業の申告について

業種が林業(立木の伐採等)の場合の申告については、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書内訳に転記してください。(「一括有期事業総括表」は必要ありません。)

#### ②建設業の事務所の労災保険について

事務員を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働 基準監督署で労災保険加入の手続が必要になります。

#### ③一括有期事業開始届(様式第3号)について

一括有期事業の対象となる個々の工事を始めた場合、工事開始の翌月10日までに前月に開始した工事を、「一括有期事業開始届」により管轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。手続きに必要な用紙は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。(下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください)〈URL〉http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/vousiki.html

### ④一括されない有期事業(単独有期事業)

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごと に一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

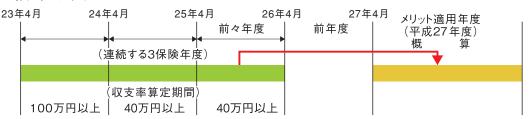
具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書(有期事業)」を金融機関又は管轄労働基準監督署・労働局に提出し、概算保険料の申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書(有期事業)」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

#### ⑤ 労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応 じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりす る制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上(3月31日現在)経過し、過去3保険年度連 続して、確定保険料の額が40万円以上(平成23年度以前の確定保険料の額は100万円以上)の 事業が該当します。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表しの 「保険料率」の「メリット料率」欄に、昨年度送付した「平成26年度労災保険率決定 通知書 | に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

平成27年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「平成27 **年度労災保険率決定通知書**|が同封されていますので、 該当する「事業の種類 | のメ リット率により、概算保険料額を算出してください。

平成27年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準料率 により、労災保険料を算出してください。

#### ⑥機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組 立て又はすえ付けの事業 | (業種番号36) における機械装置の範囲については、下記 のとおり具体例が示されています。

1.湿式排煙脱硫装置

- 2.火力発電所ボイラー
- 3.原子炉
- 4.ゴミ消却装置
- 5.原子力発電所タービン
- 6.抄紙機(改造)
- 7.連続鋳造機

8. 発泡ポリスチレンプラント

9. 電気集塵装置

10.ガス発生装置

11.水処理設備

12.エレベーター

13.エスカレーター

14.石油精製、石油化学プラント

15.水力発電設備

16.索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト)

## 有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表

事務所の所在 地の都道府県			有期事	業の一括	ができる都	道府県等	:		
北海道	青森県								
青森県		岩手県 秋日	田県						
岩 手 県			田県						
宮城県	岩手県	秋田県 山洲	形県 福島県						
秋田県			成県 山形県						
山形県			島県 新潟県						
福島県	宮城県	山形県 茨坎	成県 栃木県	群馬県	新潟県				
茨 城 県	福島県	栃木県 群	馬県 埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
栃木県	福島県		馬県 埼玉県	<b>千葉県</b>		神奈川県			
群馬県	福島県	茨城県 栃	木県 埼玉県	<u>千葉県</u>		神奈川県	新潟県	長野県	
埼玉県	茨城県	—— 栃木県 群』	馬県 千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	
千 葉 県	茨城県	栃木県 群	馬県 埼玉県	東京都	神奈川県	静岡県			
東京都			馬県 埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県	静岡県		
神奈川県			馬県 埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	静岡県		
新潟県			馬県 東京都	富山県	長野県				
富山県	新潟県	石川県 長!	野県 岐阜県						
石 川 県			阜県						
福井県	石川県 1	岐阜県 滋	貿県 京都府						
山梨県	埼玉県	東京都神	奈川県 長野り	県 静岡県	Í				
長野県	群馬県	埼玉県 新	舄県 富山県	山梨県	岐阜県	静岡県 ②	愛知県		
岐阜県	富山県	石川県 福芸	井県 長野県	愛知県	三重県 活	滋賀県			
静岡県	埼玉県	千葉県 東	京都 神奈川県	県 山梨県	具 長野県	愛知県			
愛 知 県	長野県	岐阜県 静	岡県 三重県						
三重県	岐阜県	愛知県 滋	賀県 京都府	大阪府	兵庫県	奈良県 君	和歌山県		
滋賀県	福井県	岐阜県 三	重県 京都府	大阪府	兵庫県	奈良県			
京 都 府	福井県	三重県 滋	賀県 大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	
大 阪 府	三重県	滋賀県 京	都府 兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	香川県
兵 庫 県	三重県	滋賀県 京	都府 大阪府	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	香川県
奈 良 県	三重県	滋賀県 京	邹府 大阪府	<u>兵庫県</u>	和歌山県				
和歌山県	三重県	京都府 大	阪府 <u>兵庫県</u>	奈良県	徳島県				
鳥 取 県	京都府	兵庫県 島	限県 岡山県	広島県					
島根県	鳥取県	岡山県 広	島県 山口県						
岡 山 県	京都府	大阪府 兵	庫県 鳥取県	島根県	広島県	香川県 🦠	愛媛県		
広 島 県	鳥取県	島根県 岡口	山県 山口県	香川県	愛媛県				
山口県	島根県	広島県 愛好	暖県 福岡県	大分県					
徳 島 県	大阪府	兵庫県 和	<u>歌山県</u> 香川県	県 愛媛県	見 高知県				
香川県	大阪府	兵庫県 岡	山県 広島県	徳島県	愛媛県	高知県			
愛 媛 県	岡山県	広島県 山口	口県 徳島県	香川県	高知県 2	大分県			
高 知 県	徳島県	香川県 愛り	援県						
福岡県	山口県	佐賀県 長山	<u> </u>	大分県	宮崎県	鹿児島県			
佐 賀 県	福岡県	長崎県 熊	本県 大分県						
長 崎 県	福岡県		本県						
熊 本 県	_		<u> </u>	宮崎県	鹿児島県				
大 分 県	山口県	愛媛県 福	岡県 佐賀県	熊本県	宮崎県				
宮崎県	熊本県	大分県 鹿	<b>尼島県</b>						
鹿児島県	熊本県	宮崎県							
沖縄県	_								

<sup>※</sup>下線は厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域

## 10 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入

- 1 平成26年度中に終了した一括有期対象工事(元請分)をもれなく記入し、32~33ページの 「労災保険率適用事業細目」を参考に、「事業の種類」ごとに別葉としてください。
- 2 「事業の種類」を分けるにあたっては、「<mark>労災保険率適用事業細目表</mark>」(32~33ページ)を 参考にしてください。
- 3 右記の記入例(27ページ)にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に 記載された期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額(記入例では「小計」)も記入して ください。
- 4 「回請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を 貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してく ださい。
- 5 「沙請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。28ページを参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 6 賃金で算定する工事は、右記の記入例(27ページ)にならって、「①請負代金の額」欄、「②請負金額」には該当する請負金額を、「③賃金総額」欄には該当する賃金総額をかっこ書きで記入してください。
- 7 請負金額は消費税を含めてください。
- 8 労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成26年度中に終了した事業については消費税率等に係る暫定措置が適用されます。

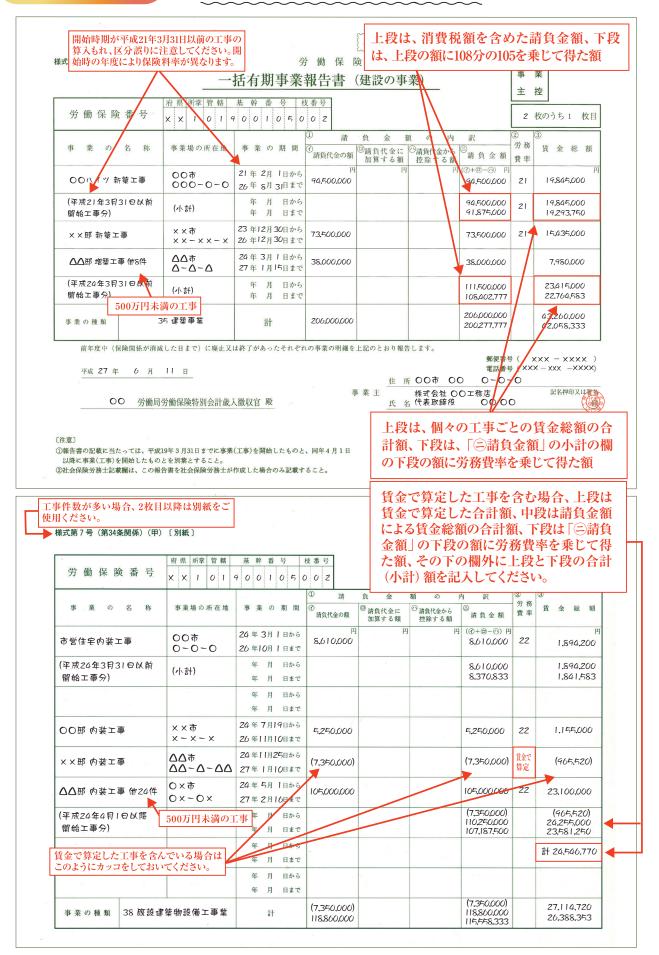
そのため、一括有期事業報告書(建設の事業)の作成にあたり、「⑤請負金額」欄の「計(小計)」については、右記の記入例(27ページ)にならって2段に分割し、上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)を記入して下さい。

### 事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類	工事開始日が 平成18年4月1日~ 平成21年3月31日 のもの		工事開始 平成21年 平成24年 のもの	4月1日~	工事開始 平成24年4 平成27年3 のもの	4月1日~	工事開始日が 平成27年4月1日 以降のもの		
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	
31	水力発電施設ずい道等新設事業	19%	1000分の 118	19%	1000分の 103	18%	1000分の <b>89</b>	19%	1000分の <b>79</b>	
32	道路新設事業	21	21	21	15	20	16	20	11	
33	ほ装工事業	20	14	19	11	18	10	18	9	
34	鉄道又は軌道新設事業	23	23	24	18	23	17	25	9.5	
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21	15	21	13	21	13	23	11	
38	既設建築物設備工事業	21	14	22	14	22	15	23	15	
36	機械装組立て又は取付置の組立 けに関するもの	40	14	40	9	38	7.5	40	6.5	
	え付けの事業	21	14	22	3	21	1.0	22	0.0	
37	その他の建設事業	24	21	24	19	23	19	24	17	

## 記入例

## ※平成26年度中に終了した元請工事がない場合は、 報告書の提出は必要ありません。



## 11 一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 1 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。
  - 一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります事業の種類、事業開始時期ごとに「一括有期事業 報告書 | の「請負金額 | と「賃金総額 | 欄の金額を「一括有期事業総括表 | の該当する箇所に転記してくだ さい。その額に、該当する労災保険率を乗じて業種ごとの保険料額を計算してください。
- 2 昨年度(平成26年度)にメリット制が適用されている事業場は、昨年度送付している「労災保険率決定通 知書」により、保険料額を計算してください。

なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率(基準料率)と当該事業の終了し た日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率(メリット料率)により労災保険料を算 定します。

事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますのでご注意ください。

1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。

以上の計算を総括表で行って記入をし、保険料額の合計を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の ⑩の(イ)(ロ)労災保険分確定保険料額欄に転記してください。

> ※平成26年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。 この3部は確定保険料申告の際に、記載し、①、卿を提出する。 様式第7号(第34条関係)(甲) 労働 保険 一括有期事業報告書 (建設の事業) 主 控 府県所掌管轄 荡 幹 番 号 枝番号 労働保険番号 2 枚のうち1 枚目 X X I 0 I 9 0 0 I 0 5 0 0 2 事業場の所在地 事業の期間 事業の名称 動負代金に 加算する額 ②請負代金から 控除する額 請負金額費率 OO市 21 年 2月 1日から OOO-O-O 26 年 8月 3日目まで 〇〇八イツ 新築工事 94,500,000 21 94,500,000 19,845,000 (平成21年3月31日以前 94,500,000 91,875,000 年 月 日から 年 月 日まで 19,845,000 19,293,750 (小計) ××市 ××-××-× 26 年12月30日から 26 年12月30日まで ××邸 新築工事 73500.000 73.5 24年3月1日から 27年1月15日まで △△那 增華工事 徐8件 ΔΔ<del>†</del> Δ-Δ-Δ 38.000.000 38.000.000 7,980,000 (平成24年3月31日以前 年 月 日から 年 月 日まで (小計) 35 建築事業 206.000.000 前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。 郵便番号( XXX - XXXX ) 電話番号 ( XXX - XXX - XXXX) 事業主 住所〇〇市〇〇 平成 27 年 6 月 11 日 0-0-0 株式会社 〇〇工務店 氏 名 代表取締後 〇〇 〇〇 OO 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿 のときはその名称及び代表者の氏名) 作成年月日・ 提出代行者・ 担合保険 事務代理者の表示 名 電話番号 ①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日 以降に事業(工事)を開始したものとを別集とすること。
> ②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。 0 事 業主 控 労働保険番号 2 枚のうち 2 X X 1 0 1 9 0 0 1 0 5 0 0 . 事業の名称 事業場の所在地 事業の期間 6 消負代金の額 請負代金に 加算する額 請負代金から 控除する額 割り金額 24年 3月 1日から 市営住宅内装工事 0-0-0 22 1.894.200 26年10月1日まで 年月日から年月日まて (小計) 年 月 日から 年 月 日まで 24年7月19日から 26年11月10日まで のの部 内装工事 ××市 ×-×-× 5,250,000 5,250,000 1.155.000 24年11月25日から △△市 △△-△-△△ 27年1月10日まで (7.350,000) 東工装内 短×× (9/55 24年 5月 1日から △△邸 内装工事 他24件 105,000,000 105000000 22 0,000 27年2月16日まで (7,350,000) 110,250,000 107,187,500 (平成24年4月1日以落 年 月 日から 年 月 日まで

(7,350,000)

年 月 日から年 月 日まて 年 月 日から 年 月 日まで

事業の種類 38 腹設建築物設備工事業

## 記入例

## ※平成26年度中に終了した元請工事がない場合は、 総括表の提出は必要ありません。

	労働(	保険番号	府 県 所掌 X X 1	管 () () ()	9	基 O		番号 1 C		t 番 号 O O 2	] [	一括有期	事業報	告書	2枚	添付
業種番号	事	業の種類	事業開始時期	請			額	労務 費率		金 総 額	保険 基準料率	料率メリット料率	保	険	料額	Ą
			平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの				円			1	F円 1000分の 118	1000分の				円
31	水力発電力	施設、ずい道等新設事	The boarder of Hours					19			103					4
			平成24年4月1日 以降のもの					18			89					
			平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの								21					拠出
32	道路	新設事業	The boarder of Hours			21			15							
			平成24年4月1日 以降のもの					20			16					# 1
			平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの					20			14					事
33	舗装	表 工 事 美	平成24年3月31日 以前のもの					19			11					好時 時
			平成24年4月1日 以降のもの					18			10					カ平
			平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの					23			23					成 1 9
34	鉄道又	は軌道新設事業	平成24年3月31日 以前のもの					24			18					年 4 E
$\top$			平成24年4月1日 以降のもの					23			17					1
			平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの	9	11,8	75,0	000			19,293	3 15			289	1,391	・
35	建	築 事 差	平成24年3月31日 以前のもの	10	18,4	02,7	777	21		22,760	<b>4</b> 13	1		291	5,93	2 of
+			平成24年4月1日 以降のもの							<b>↑</b>	13	*				の事
$\top$			平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの					21			14	A				a f
38	既設建	築物設備工事業	業 平成24年3月31日 以前のもの	<b>*</b>		70,8				1,84	1	//		24	5,770	4 <sup>豊</sup> を
			平成24年4月1日 以降のもの		(7. 107	,350,0 7,187,	000) 500	- 22		24,540	5 15	<b>\</b>	M	368	3,190	O
			平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの					40		15 A	14	1000	$\mathbb{M}$			佐参とコ
		組立て又は取付に関するもの				10	賃金でする と労務す		昇足した 費率で算	算定した額 費率で算定				2		
36	機械装置の組立て		平成24年4月1日 以降のもの					38		した額の	の合計					
30	又は据付 けの事業		平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの					21			14		//			
		その他のも	の 平成24年3月31日 以前のもの					22			9	2111	fait .2.e vote	HI & 20	۳, , 7	_
			平成24年4月1日 以降のもの					21			7.5	メリット 昨年度				
			平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの					24			21	等を参			を記	入の上
37	7 その他の建設事業		. SYB4-5 0 45								19	<i>40</i> C	\ <u>\</u>	0		
			平成24年4月1日 以降のもの					23								_
			平成19年3月31日 以前のもの						1)							_
	合	計								68,440			-	9 <b>79,</b> 般拠出		-
			一般拠出金は始の工事のみ対				以降月	用——	* ( <u>①を</u>	<u>余いた合計</u> )	③ —般拠 円 100	出金率		(2) ×	(3)	円
Dit >≺		L		-	. ,		(a. j)			68,440	4 0.	02	THE COMME		1,36	
			明細を上記のと	おり総	が描し	( 報告			港の地	*41+			郵便 電話番			- xx
-	平成 27 年 6 月 11 日							切り拾	満の端 iて	<b>数は</b> <u>住</u>	所 〇〇	)市()C	) ()	-0-		
	○○ 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿								]	事業主	株式	会社〇	OI?	務店	記	名押印]
											名代表	取締役			C	$)\bigcirc($
	社 務 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 会 土 保 記							(法人のときはその名称及び代表者の氏名) 氏 名 電 話 番 号								

## 12 建設の事業の申告書の書き方・記入例

「労働保険料算定基礎賃金等の報告」と「一括有期事業報告書」や「一括有期事業総括表」により「保険料・拠出金申告書内訳」を作成します。

作成した「保険料・拠出金申告書内訳」で算出した概算保険料額、確定保険料額等を申告書に転記してください。

#### 「一般拠出金」

一般拠出金は一括有期事業総括表より転記してください。 平成19年4月1日以降開始した工事で、平成27年3月31日までに終 了した工事がない場合は、「0」を記入します。

1円未満の端数は切り捨ててください。

#### ②欄 「期別納付額」

延納する場合は3期別に納付額を記入してください。

④の(イ)欄 26年度概算保険料 979.291円 ①欄 納付回数 3回

= 326,430円 (余り1円)

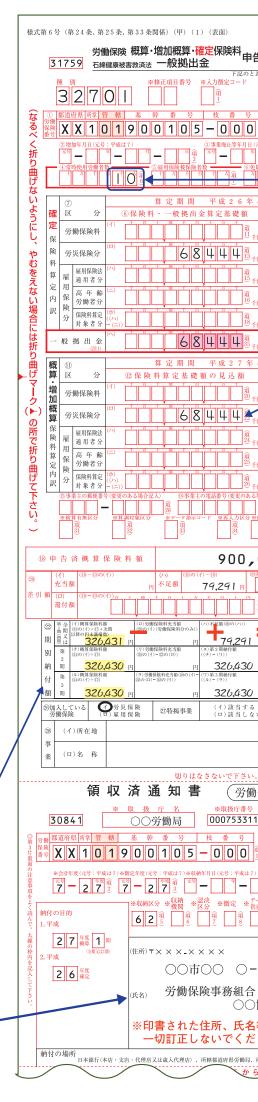
第1期 326,431円

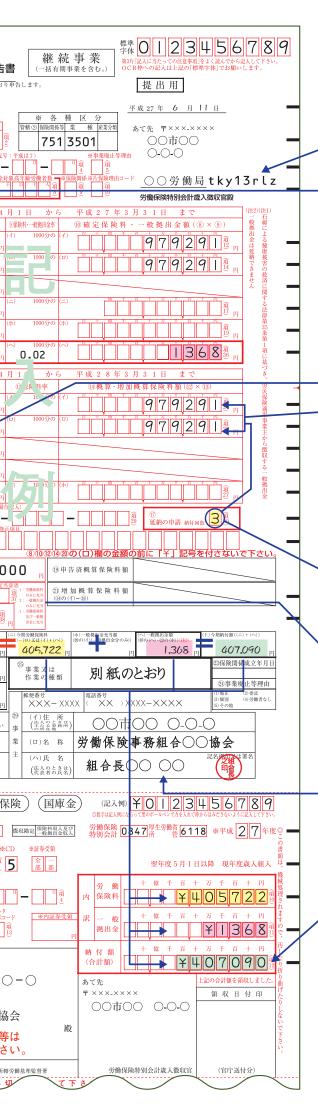
(←余り1円加算)

第2期 326,430円 第3期 326.430円

1円又は2円の余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に 印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。





電子申請を行う場合のアクセスコードです。 34ページの「電子申請による年度更新手続について」を ご覧ください。

#### 4欄「常時使用労働者数」

作成した「保険料・拠出金申告書内訳」の④欄の合計 数を記入してください。

〔確定〕

#### ⑧欄 「保険料・拠出金算定基礎額」

#### ⑩欄 「確定保険料・―般拠出金額」

「保険料・拠出金申告書内訳」から転記してください。 〔概算〕

#### ⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

#### 14欄 「概算保険料額」

平成26年度の工事実績に基づく「賃金総額」の200/100を上まわらず50/100を下まわらない限り平成26年度と同額で算定してください。注1

なお、平成27年度メリット制適用事業場においては、「平成27年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

#### ①欄 納付回数「1 または「3 |

概算保険料額に関係なく、3回に延納することができます。

#### 20欄 差引額

※不足の例 18欄の金額より⑩欄の金額が多い場合

18欄 申告済概算保険料 900,000円 ⑩欄 確定保険料額 979,291円 ②欄 差引額 (ハ) 不足額 79,291円

※充当の例 P.16以降を参照してください。

#### 28欄、29欄「事業·事業主 |

郵便番号、電話番号、労働保険事務組合の住所・名称を 記入してください。

氏名記入欄の押印については、記名押印又は組合長自らの署名のいずれかになります。

#### 今期納付額を記入

- ※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じたら新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)
- ※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

- ※金額の前に必ず『Y』記号を記入してください。
- 注1 200/100以上もしくは50/100以下となる場合の計算方法については、もよりの監督署、労働局へお問い合わせください。

# 

事業の種 類の分類	事業の種 類の番号	事業の種類	事業の種類の細目
建設事業	31	水力発電施設、隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 ((38) 既設建築物設備工事業を除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業((3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。) 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業3503 橋りよう建設事業  「一般橋りょうの建設事業 「一般橋りょうの建設事業 」 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 」 跨線道路橋の建設事業 」 さん橋の建設事業 」 を持ちている。

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目
建設事業	35	建築事業 ((38) 既設建築物設 備工事業を除く。)	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802)既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業ロ 給水、給湯等の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 の 衛生、消火等の設備工事業 こ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 へ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て 又はすえ付けの 事業 ※「その他のもの」 に係る労務費率は 基礎台の建設につ いてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業 ((3102) 高えん堤新設事業を除く。) 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業 ((3103) 内面巻替えの事業を除く。) 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉱毒沈澱池、ブール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3711 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) ほ装工事業及び(3505) 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

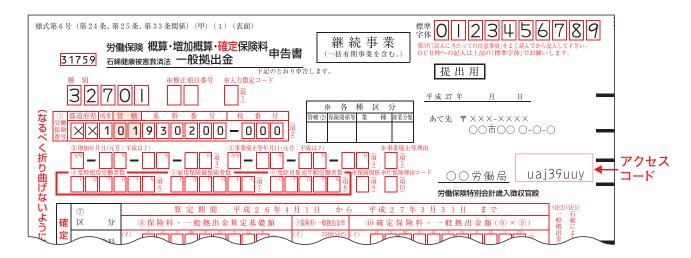
## 14 電子申請による年度更新手続について

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく手続を行うことができます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

また、年度更新申告書に「アクセスコード」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードした後に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(http://www.e-gov.go.jp/)や、P.35~P.37に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」 (電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、IP電話網が利用できない場合 は017-771-9008)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い 合わせください。



## 15

## 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!

#### 電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。 電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。







- ●マニュアルには申告書の書き方、アクセス コードの利用方法、電子納付等の手続きについ て記載しておりますので、ご参照のうえ、手続き をお進めください。
- ●e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、IP電話網が利用できない場合は017-771-9008)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)へお問い合わせください。

#### 審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。



●審査状況をご確認いただくにあたっては、 「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になり ますので、申請データを送信後の表示される番 号をお控えください。

%「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。



●「電子申請システム」画面の「状況照会」項目 にある「状況照会」をクリックしてください。



●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。



●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

#### 電子納付のご案内

#### 労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。



- ●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)
- ●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンを クリックしてください。





●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

#### A 電子申請による年度更新申告手続と同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

#### B 電子申請による年度更新申告手続後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくと便利です。

#### c 電子申請による年度更新申告手続後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。 この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面 をあらかじめ印刷しておくと便利です。

#### 注意事項

- ●インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy (ペイジー)に対応していることが必要です。
- (対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ http://www.pay-easy.jp/where/index.html を参照してください。)
- ●労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご留意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や 税金また、その他様々な料金を全国の 金融機関のインターネットパンキング、 ATMなどから支払うことができるように なるMPN(マルチペイメントネットワーク) が提供するサービスです。 計しくはこちらまで(http://www.payeasy,jp/index.html)

## 16 報奨金(電子化分)のお知らせ(平成27年度)

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化の促進を図ることを目的として、事務組合が、「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体(以下「申告書内訳(電子)」といいます。)を提出した場合には、報奨金(電子化分)が交付されます。

#### 交付要件

次の要件のいずれにも該当する場合に交付されます。

- (1)報奨金(定率・定額分)の交付対象事務組合であること。
- (2) 電子媒体の種類は、DVD (DVD-R、DVD+RまたはDVD-RW、DVD+RW)、CD (CD-RまたはCD-RW) であること。
- (3) 指定された形式(次頁「申告書内訳(電子)の作成要領」の(1)参照)で作成されたものであること。
- (4) 申告書内訳(電子)の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」の紙媒体(組様式第6号(甲)。以下「申告書内訳(紙)」という。)と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

#### 報奨金の額

報奨金(電子化分)の額は、予算の範囲内で、申告書内訳(電子)に登録された委託事業場のうち、前年度における常時労働者15人以下の委託事業場1件につき460円を交付します。

### 申告書内訳(電子)の提出期限

申告書内訳(電子)は、年度更新時(6月1日~7月10日)に提出してください。

### 申告書内訳(電子)の作成

次頁の「申告書内訳(電子)の作成要領」を参照してください。

### 交付手続について

報奨金(電子化分)に係る交付手続については、後日配布するパンフレットを参照 してください。

### 問合せ先

最寄りの都道府県労働局労働保険適用徴収主務課室へお問い合わせください。

#### 申告書内訳(電子)の作成要領

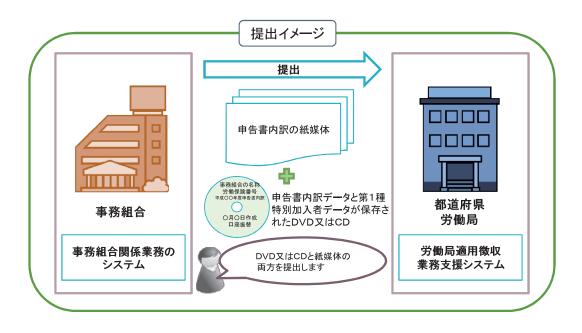
- (1) 厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システム(※1)(以下「RSシステム」という。) の仕様公開について」で公開している「インターフェース仕様書」(※2)の内容に沿った形式により作成された電子ファイルを、DVD(DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW)、CD(CD-R又はCD-RW) へ保存してください。
- (2) 上記(1) の厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システムの仕様公開について」の掲載場所は以下のURLとなります。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou\_koukai/なお、検索する場合には、厚生労働省HPのトップページの右上の検索欄に「労働局△仕様公開」と入力し、検索してください(△は全角スペースを表しています。)。

- (3) D V D、C D は、ウィルス対策ソフト等で事前にウィルスチェックを行ってください。
- (4) 申告書内訳(電子)のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳(紙)と同じ内容です。

ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳(組様式第6号(乙))及び第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)に係る内容は含みません。

- (5) D V D、C D のラベルには、以下について記載してください。
  - ① 事務組合の名称
  - ② 労働保険番号
    - ※)全ての労働保険番号を記載してください(枝番号は不要)。なお、労働保険番号が複数になる等により記載できない場合には、ラベルには「労働保険番号は別紙」とし、別紙に記載してください。
  - ③ 「平成27年度申告書内訳」の記載
  - ④ 作成日付
  - ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載
- (6) 提出されたDVD、CDは返却いたしません。RSシステムへの登録が終了し、 保存期間が満了した後に、都道府県労働局にて厳重に廃棄処理します。
- (※1) 労働局適用徴収業務支援システムとは、都道府県労働局において、事務組合から提出される申告書内訳等の 受付、審査等の業務処理を支援するシステムです。
- (※2) インターフェース仕様書とは、システム間でデータのやり取りを行うための保存形式について記載されたものです。





社会保険・労働保険徴収事務センター